

2013年8月28日

文部科学省大臣 下村博文 殿
各都道府県知事 殿

〒102-0002

東京都文京区小石川 2-3-28

DIK マンション小石川 201 号

自由法曹団

団長 篠原義仁

いじめ防止対策推進法の定める「附属機関」設置に関する申し入れ

第1 2013年6月代183回国会(常会)において、いじめ防止対策推進法(以下「法」という)が成立し、これは同年6月28日、平成25年法律第71号として公布され、公布の日から3ヵ月を経過した日である9月28日施行されることになっている。

同法は「第五章 重大事態への対処」において、当該学校設置者である文部科学大臣、地方公共団体の長、(私立学校においては所轄する都道府県知事)らは、重大事態が発生したとの報告にもとづく「重大事態への対処又は当該重大事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等」と定めている。

今後条例等において、この附属機関の設置に関し定めていくことになるので、自由法曹団は、最低限確保されるべき事項として以下の3点を申し入れる。

第2 設置される予定の附属機関は、事案の解明(何がどのように起きていたか)、被害の原因の考察、学校及び教育委員会の事前・事後対応の適切さ・不適切さ、再発防止に関する提言等が求められることになる。

これらの調査報告活動が、被害者や市民から信用性と信頼性を獲得するためには、附属機関が、第三者性、公平・中立性をもったものとして設置されることが必要不可欠である。そのためには、

1に附属機関を担う委員の選任手続きの透明性・可視化が図られなければならない。各委員は、独立した信頼を得ている組織や機関から、推薦の手続きを経て選任されるべきであり、学校・教育委員会あるいは地方公共団体と利害関係を有する者が選任されてはならない。また、人選にあたっては、被害者側の納得という視点から被害者側からの推薦候補者を委員に入れることも考慮されるべきである。当然のことながら、委員の氏名・経歴等の開示は不可欠である。

2に委員会は、学識経験や専門的知識・経験を有する者によって構成されるべきであり、大学教授等の研究職、臨床心理士、教育評論家や弁護士等が選任されるべきである。本委員会が、特にいじめ事実の認定作業を必要不可欠としていることから、いじめ問題に精通し、事実認定作業を業務としている弁護士が複数名選任されることが必要である。また、委員だけでは、その事案の整理作業までこなすことは困難であるから、委員を補助する調査員を設置し、事案の整理にあたることによって、委員会活動の迅速性・機動性を補助することも必要不可欠となる。

3に委員会の会議において活発な議論がなされ、かつ調査対象者のプライバシーを保護するために、一定限度の非公開はやむを得ないものとしつつも、できる限り、公開制へ配慮した運営がなされるべきである。また委員会活動について、マスコミへの公開がなされることは、広く市民に知らせるために重要である。

以上の3点は、今後制定される条例等において最低限確保されている必要がある。

第3 更に同法は、衆・参両議院の文部科学委員会において、附属機関が「適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること」との付帯決議がなされていることも鑑みると、附属機関が第三者性、公平・中立性をもって設置されることが、きわめて重要な事であると国会においても確認されていることも踏まえて、本日、以上の申し入れをなす次第である。

以 上